

2019年度民法展開演習（HA・HB合同）最終到達度検証試験

2020年1月17日

松岡 久和

次の【事実】（ⅠからⅢ）を読んで、後記の〔設問〕（1から3）に答えなさい。

【事実Ⅰ】

1. Aは、Aが法人成りした個人企業であり（代表者の姓と会社名が同じ）、輸入雑貨の注文を受け、他から買い付けて売る仕事を主に行っていたが、2020年5月1日、高額で売れると見込まれる19世紀イタリア製の家具や小物が大量に売りに出されていたので、保管先のことを考えずに、500万円ですべて購入した。
2. Aが家具等を購入した話を友人Bにしたところ、Bは、その所有する倉庫が来年秋には取壊しを予定していて、場所が空いているので、それまででよければ貸そうかと言ってくれた。AおよびBの相談の結果、倉庫の鍵はBのみが所持しているため、顧客に品物を見せる場合、および、売却した家具等を自らまたは顧客が運び出す場合には、その都度、事前にAがBに電話連絡して鍵を開けてもらうことにした。そして、Aは、月額5万円の謝礼を毎月初めに支払うことをBに約した。
3. 同年6月1日、購入した家具等がAに送られてきたので、Aは、梱包を解いた家具等をBの指示に従って倉庫の空いた部分に運び入れ、保管用の布を掛け（以下、Bの倉庫にある家具等を本件在庫商品という）、Bに6月分の5万円を支払った。
4. 家具に関心を示す客はいたが、Aの期待に反して小物が数点売れただけで、Aの経営は苦しくなってきた。そこで、同年8月3日、Aは、Cから、半年後の2021年2月3日までに元利合計318万円を返済する旨を約して、月額1%の利息で300万円を借り、その時点で本件在庫商品全部をその債務の担保としてCに譲渡し、Cは動産譲渡登記を備えた。さらに、AとCは、本件在庫商品のAによる売却はCの事前の同意がなくてもできるが、100万円以上する高額の家具が売れた場合には、その売上金の半分をAはCに期限前弁済することを約した。Aは、本件在庫商品のCへの譲渡をBには告げず、その後に家具等が売れた場合には、Bに連絡して倉庫から搬出し、顧客に引き渡した。
5. 同年11月1日、Aは、Dから2021年2月1日に300万円を返還する旨を約して、月額2%の利息3か月分を天引した282万円を借り受け、その時点の本件在庫商品全部をその債務の担保としてDに譲渡した。Aは、その契約時に在庫商品を点検に来たDをBに紹介し、本件在庫商品をDにたんに譲渡した旨だけをBに伝えた。Dは、Bに対して、「本件在庫商品はいずれ転売するだろうからそれまでは引き続きよろしく頼みます」と挨拶した。Bは8月分～11月分の合計20万円をAから支払ってもらっていなかったが、とくにDに対しては何も言うことなく了解した。以後、本件在庫商品の変動はなかった。
6. 2021年1月25日頃、Aは行方不明になり、同年2月にCにもDにも債務を弁済できなかった。そこで、2月15日、Dは、本件在庫商品全部を400万円をEに売却し、Bに対して本件在庫商品をEに引き渡すようにと連絡した。一方、Cも、同日に、登記事項証明書を示してBに本件在庫商品の引渡しを求めた。Bは、8月分から2月分までの35万円を誰からも受領していない。

【設問1】 【事実I】1から6までを前提として、次の各問に答えなさい(7以下の事実は考慮しないこと)。

- (1) Bはだれに本件在庫商品を引き渡すべきか(40点)。
- (2) Bは本件在庫商品を引き渡すべき相手方に対して未払の35万円の支払との引換えを主張することができるか(10点)。

【事実II】

7. 2020年4月29日、Aの代表者Aが個人として（以下、Aは個人を指す）、Fから年利12%で10か月後に元利まとめて返済するとの約束で300万円を借り受けた。その際の金銭消費貸借契約には、融資金の用途は定められていなかった。Aのこの債務について、Aの妻Gは、融資金はAとGの間の娘H（18歳）の大学進学資金にするとと言われて、Fとの保証契約書に署名・捺印して連帯保証人となった。
8. Gは、Aが前妻と死別した後の2002年にAと結婚したが、2009年に、AがGの反対を押し切り、勤務先を辞めて事実1の仕事を始めた頃から不仲となり、2015年に別居して自分で別の商売をして生計を立てている。
9. Hは、2020年2月末にAが自分のほんとうの父親かどうか疑いをもったことから、それ以後Aとは口をきかない状態にあった。Hは、高校卒業後直ちにAの家を出て、事実7の借入れの当時、Aとは連絡がつかない状況にあったが、GはHの家出の事実を知らなかった。Aは、事実7の借入金300万円を事実1の商品購入に使った。

【設問2】 【事実I】および【事実II】の1から9までを前提として、次の問に答えなさい(10以下の事実は考慮しないこと。20点)。

2021年2月28日に事実7の借入金の弁済期日の2021年2月末になったがAは行方不明である。Fから元利合計330万円の支払を求められたGは、それを拒むことができるか。

【事実III】

10. 2021年3月5日、1月末頃にAが自殺していたことが判明した。その遺書の記述によって発見された自筆証書遺言（適式に作成されており、後に家庭裁判所で検認済）には、「すべての財産はIに相続させる」とだけ書いてあった。I（28歳）は、Aと前妻との間の唯一の子で、Gとの養親子関係はなかった。
11. Aの財産は、A社とその仕事の債権・債務を清算すると2000万円の債務が残り、Aが同額の保証債務を負っていたが、2016年に新築した居住建物とその敷地（あわせて本件不動産という）の価値が6000万円、A個人名義の預金が1000万円あった。2021年4月1日、Iは、本件不動産につき単独相続の登記を行ったうえ、抵当権を設定して借入れを行い、その借入金で2000万円の債務をすべて弁済した。
12. Aの資産形成について、G・H・Iには特別の寄与の事実はない。Iの大学・大学院への進学についてはおおよそ合計1000万円を必要として、Aがそれを負担していた。

【設問3】 以上の【事実】1から12までを前提として、次の問に答えなさい(30点)。

Gは、Iに対して何を根拠にどういう主張ができるか。